

改正案	現行
<p>(定義)            第八条 (略)            23 (略)</p>	<p>(定義)            第八条 (略)            23 (略)</p>
<p>54  この規則において「退職給付」とは、退職以後に従業員等（財務諸表提出会社と雇用関係にある使用人及び役員（退職給付制度の対象となる者に限る。）をいう。次項、第五十六項及び第五十八項において同じ。）に支払われる退職一時金及び退職年金をいう。</p>	<p>(新設)</p>
<p>55  この規則において「退職給付債務」とは、各従業員等（既に退職した者を含む。以下この項において同じ。）に支払われると見込まれる退職給付（既に支払われたものを除く。）の額のうち、当該各従業員等の貸借対照表日まで（既に退職した者については、退職の日まで）の勤務に基づき生じる部分に相当する額について、貸借対照表日における割引率（国債、政府関係機関債券又はその他の信用度の高い債券の利回りを基礎とし、貸借対照表日から当該各従業員等に退職給付を支払うと見込まれる日までの期間を反映して財務諸表提出会社が定める率をいう。次項、第五十七項及び第八条の十三第一項第七号において同じ。）を用いて割引計算することにより算出した額を、全ての従業員等について合計した額によつて計算される負債をいう。</p>	<p>(新設)</p>
<p>56  この規則において「勤務費用」とは、各従業員等に支払われると見込まれる退職給付の額のうち、当該各従業員等の当事業年度開始の日から貸借対照表日までの間の勤務に基づき生じる部分に相当する額について、割引率を用いて割引計算することにより算出した額を、全ての従業員等について合計した額によつて計算される費用をいう。</p>	<p>(新設)</p>
<p>57  この規則において「利息費用」とは、当事業年度開始の日における</p>	<p>(新設)</p>

- 退職給付債務に割引率を用いて計算される利息に相当する費用をいう。
- 58 この規則において「年金資産」とは、退職給付制度に關し、会社等と従業員等との契約等に基づき退職給付に充てるために積み立てられている特定の資産であつて次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
- 一 退職給付の支払以外に使用できないこと。
  - 二 会社等及び会社等の債権者から法的に分離されていること。
  - 三 積立超過分を除き、会社等への返還、会社等からの解約及び退職給付の支払以外の目的による払出し等ができないこと。
  - 四 会社等の資産と交換できないこと。
- 59 この規則において「期待運用収益」とは、年金資産の運用により生じると合理的に期待される収益をいう。
- 60 この規則において「数理計算上の差異」とは、年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異をいう。
- 61 この規則において「過去勤務費用」とは、退職給付制度の採用又は退職給付水準の改訂により発生する退職給付債務の増加又は減少分をいう。
- 62 この規則において「未認識数理計算上の差異」とは、数理計算上の差異のうち、当期純利益又は当期純損失を構成する項目として費用処理（費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。以下同じ。）されていないものをいう。
- 63 この規則において「未認識過去勤務費用」とは、過去勤務費用のうち、当期純利益又は当期純損失を構成する項目として費用処理されていないものをいう。
- （新設）
- （新設）
- （新設）
- （新設）
- （新設）

(確定給付制度に基づく退職給付に関する注記)

第八条の十三 退職給付に關し、確定給付制度(確定拠出制度)一定の掛金を会社等以外の外部に積み立て、当該会社等が当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度をいう。次条第一項において同じ。(以外の退職給付制度をいう。第一号及び第八条の十三の三第一項において同じ。)を採用している場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 確定給付制度の概要

二 退職給付債務の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表

イ 勤務費用の額

ロ 利息費用の額

ハ 数理計算上の差異の発生額

ニ 退職給付の支払額

ホ 過去勤務費用の発生額

ヘ その他

三 年金資産の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表

イ 期待運用収益

ロ 数理計算上の差異の発生額

ハ 事業主である会社等からの拠出額

ニ 退職給付の支払額

ホ その他

四 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の次に掲げる項目の金額を含む調整表

イ 未認識数理計算上の差異の額

ロ 未認識過去勤務費用の額

(退職給付に関する注記)

第八条の十三 退職給付(退職以後に従業員に支給される退職一時金及び退職年金をいう。以下同じ。)については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 採用している退職給付制度の概要

二 退職給付債務の額(各従業員(既に退職した者を含む。以下この号において同じ。)に支給されると見込まれる退職給付(既に支給されたものを除く。))の額のうち、当該各従業員の就職の日から貸借対照表日まで(既に退職した者については、就職の日から退職の日まで)の間の勤務に基づき生じる部分に相当する額について、国債、政府関係機関債券又はその他の信用度の高い債券のうち貸借対照表日から償還期限までの期間の長いものの利回りを基礎として財務諸表提出会社の定める率(以下この項において「割引率」という。))を用いて貸借対照表日から当該従業員に退職給付を支給すると予想される日までの期間を計算期間として割引計算することにより算出した額を、すべての従業員について合計した額をいう。以下同じ。)、年金資産の額(厚生年金基金契約及び適格退職年金契約等に基づき退職給付に充てるため積み立てられている資産に相当する額をいう。)、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項

三 退職給付費用の額、勤務費用の額(各従業員に支給されると見込まれる退職給付の額のうち、当該各従業員の当該事業年度開始の日から貸借対照表日までの間の勤務に基づき生じる部分に相当する額)について、割引率を用いて貸借対照表日から当該従業員に退職給付を支給すると予想される日までの期間を計算期間として割引計算することにより算出した額を、すべての従業員について合計した額をいう。)、利息費用の額(直前事業年度末における退職給付債務について、割引率を用いて計算した当該事業年度における利息に相当

- ハ その他
  - 五 退職給付費用及び次に掲げるその内訳項目の金額
    - イ 勤務費用の額
    - ロ 利息費用の額
    - ハ 期待運用収益
    - ニ 数理計算上の差異の費用処理額
    - ホ 過去勤務費用の費用処理額
    - ヘ その他
  - 六 年金資産に関する次に掲げる事項
    - イ 年金資産の主な内訳（退職給付信託（退職給付を目的とする信託をいう。）が設定されている企業年金制度（会社等以外の外部に積み立てた資産を原資として退職給付を支払う制度をいう。）において、年金資産の合計額に対する当該退職給付信託に係る信託財産の額の割合に重要性がある場合には、当該割合又は金額を含む。）
    - ロ 長期期待運用収益率の設定方法
  - 七 数理計算上の計算基礎に関する次に掲げる事項
    - イ 割引率
    - ロ 長期期待運用収益率
    - ハ その他
  - 八 その他の退職給付に関する事項
  - 2 前項第二号へ、第三号ホ及び第五号へに掲げる項目に属する項目については、その金額に重要性が乏しいと認められる場合を除き、当該項目を示す名称を付して掲記しなければならない。
  - 3 第一項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。
- （確定拠出制度に基づく退職給付に関する注記）

- する額をいう。）及びその他の退職給付費用に関する事項
- 四 割引率、期待運用収益率、退職給付見込額の期間配分方法、過去勤務債務の額（退職給付制度の採用により発生する退職給付債務の額又は退職給付水準の改訂により発生する退職給付債務の増加額若しくは減少額をいう。）の処理年数及びその他の退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
- 2 前項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第八条の十三の二 退職給付に関し、確定拠出制度を採用している場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 確定拠出制度の概要

二 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

2 前項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記)

第八条の十三の三 第八条の十三の規定にかかわらず、退職給付に関し、複数の事業主である会社等により設立された確定給付制度(以下この項において「複数事業主制度」という。)を採用している場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一 財務諸表提出会社の年金資産の額を合理的に算定できる場合 複数事業主制度の概要及び第八条の十三第一項第二号から第八号までに掲げる事項

二 財務諸表提出会社の年金資産の額を合理的に算定できない場合に掲げる事項

イ 複数事業主制度の概要

ロ 複数事業主制度に係る退職給付費用の額

ハ 複数事業主制度の直近の積立状況

二 複数事業主制度の掛金、加入人数又は給与総額に占める財務諸表提出会社のこれらの割合

2 前項第一号の規定により注記すべき事項は、第八条の十三第一項各号に掲げる注記に含めて記載することができる。この場合には、その旨を記載しなければならない。

3 前二項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(新設)

(新設)

(投資その他の資産の範囲)

第三十一条 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。

一～三 (略)

四 前払年金費用

五 (略)

(投資その他の資産の区分表示)

第三十二条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一～十一 (略)

十二 前払年金費用

十三・十四 (略)

2 (略)

第三十三条 第三十二条第一項第十四号の資産のうち、投資不動産(投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産をいう。)、一年内に期限の到来しない預金又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

#### 附則

3 平成二十四年三月三十一日以後に終了する事業年度(以下この項において「当事業年度」という。)(の)前事業年度に係る財務諸表(法第五条第一項又は第二十四条第一項から第三項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていないものに限る。以下この項及び次項において「前財務諸表」という。)(を、法又

(投資その他の資産の範囲)

第三十一条 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。

一～三 (略)

(新設)

四 (略)

(投資その他の資産の区分表示)

第三十二条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一～十一 (略)

(新設)

十二・十三 (略)

2 (略)

第三十三条 第三十二条第一項第十三号の資産のうち、投資不動産(投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産をいう。)、一年内に期限の到来しない預金又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

#### 附則

3 平成二十四年三月三十一日以後に終了する事業年度(以下この項において「当事業年度」という。)(の)前事業年度に係る財務諸表(法第五条第一項又は第二十四条第一項から第三項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていないものに限る。以下この項及び次項において「前財務諸表」という。)(を、法又

4  
(略)

は法に基づく命令により当事業年度に係る財務諸表（以下この項及び次項において「当財務諸表」という。）を最近事業年度に係る財務諸表として記載すべき有価証券届出書又は当事業年度に係る有価証券報告書に記載する場合における前財務諸表の用語、様式及び作成方法は、当財務諸表を作成するために適用すべきこの規則の定めるところによるものとし、当該規則において定めのない事項については、当財務諸表を作成するために準拠すべき一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。ただし、この規則又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の規定により、当財務諸表の用語、様式及び作成方法を前財務諸表に適用していない場合には、この限りではない。

4  
(略)

は法に基づく命令により当事業年度に係る財務諸表（以下この項及び次項において「当財務諸表」という。）を最近事業年度に係る財務諸表として記載すべき有価証券届出書又は当事業年度に係る有価証券報告書に記載する場合における前財務諸表の用語、様式及び作成方法は、当財務諸表を作成するために適用すべきこの規則の定めるところによるものとし、当該規則において定めのない事項については、当財務諸表を作成するために準拠すべき一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案			現 行		
様式第五号 【貸借対照表】			様式第五号 【貸借対照表】		
(単位： 円)			(単位： 円)		
	前事業年度 (平成 年 月 日)	当事業年度 (平成 年 月 日)		前事業年度 (平成 年 月 日)	当事業年度 (平成 年 月 日)
資産の部			資産の部		
流動資産			流動資産		
(略)			(略)		
固定資産			固定資産		
有形固定資産			有形固定資産		
(略)			(略)		
無形固定資産			無形固定資産		
(略)			(略)		
投資その他の資産			投資その他の資産		
投資有価証券	×××	×××	投資有価証券	×××	×××
関係会社株式	×××	×××	関係会社株式	×××	×××
関係会社社債	×××	×××	関係会社社債	×××	×××
その他の関係会社有価証券	×××	×××	その他の関係会社有価証券	×××	×××
出資金	×××	×××	出資金	×××	×××
関係会社出資金	×××	×××	関係会社出資金	×××	×××
長期貸付金	×××	×××	長期貸付金	×××	×××
貸倒引当金	△×××	×××	貸倒引当金	△×××	×××
長期貸付金（純額）	×××	×××	長期貸付金（純額）	×××	×××
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	×××	×××	株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	×××	×××
貸倒引当金	△×××	×××	貸倒引当金	△×××	×××
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金（純額）	×××	×××	株主、役員又は従業員に対する長期貸付金（純額）	×××	×××
関係会社長期貸付金	×××	×××	関係会社長期貸付金	×××	×××
貸倒引当金	△×××	×××	貸倒引当金	△×××	×××
関係会社長期貸付金（純額）	×××	×××	関係会社長期貸付金（純額）	×××	×××
破産更生債権等	×××	×××	破産更生債権等	×××	×××
貸倒引当金	△×××	×××	貸倒引当金	△×××	×××
破産更生債権等（純額）	×××	×××	破産更生債権等（純額）	×××	×××
長期前払費用	×××	×××	長期前払費用	×××	×××
前払年金費用	×××	×××	(新設)		
繰延税金資産	×××	×××	繰延税金資産	×××	×××
投資不動産	×××	×××	投資不動産	×××	×××
減価償却累計額	△×××	×××	減価償却累計額	△×××	×××
投資不動産（純額）	×××	×××	投資不動産（純額）	×××	×××
.....	×××	×××	.....	×××	×××

改 正 案		現 行	
投資その他の資産合計	×××	×××	×××
固定資産合計	×××	×××	×××
(略)			
(記載上の注意)			
(略)			